もの　0.028

M_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.021

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

M_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.003

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.003

M_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.002

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.001

M_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0012

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012

N_n　まちづくり交付金交付要綱（平成16年度国都事第27号、国道企第121号、国住市第492号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（下水道整備事業、公営住宅整備事業及び都市再生整備計画に基づく事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{16}＝0.008

O_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.008

O_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.008

O_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.005

もの　0.028

M_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

M_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.003

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.003

M_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.002

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.001

N_n　臨時経済対策として、地方単独事業費の前年度の地方単独事業費に対する比率が、同年度の地方財政計画における地方単独事業費の前年度の地方単独事業費に対する比率を超える場合又は地方単独事業量が過去の標準的な投資割合を超える場合において、その超える部分の事業費等に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

O_{13}＝0.038

P_n　まちづくり交付金交付要綱（平成16年度国都事第27号、国道企第121号、国住市第492号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（下水道整備事業、公営住宅整備事業及び都市再生整備計画に基づく事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Q_{16}＝0.009

Q_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.009

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.005

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.009

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.005